

登録検査機関検査業務規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 検査を実施する組織及び検査員その他人員に関する事項（第2条～第4条）
 - 第3章 検査業務の実施方法に関する事項（第5条～第7条）
 - 第4章 検査業務に用いる機械器具その他の設備等に関する事項（第8条）
 - 第5章 検査を行う時間及び休日に関する事項（第9条・第10条）
 - 第6章 検査の申請を受けることができる点数の上限に関する事項（第11条）
 - 第7章 検査を行う場所に関する事項（第12条）
 - 第8章 検査に関する料金の算定方法及び収納の方法に関する事項（第13条・第14条）
 - 第9章 検査の申請書その他検査に関する書類の保存に関する事項（第15条）
 - 第10章 財務諸表等の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項（第16条）
 - 第11章 検査業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備えに関する事項（第17条）
 - 第12章 その他検査業務に関し必要な事項（第18条～第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）として行う法第10条第5項に規定する登録に係る検査（以下「検査」という。）に関する業務（以下「検査業務」という。）の実施について、法第10条の9及び植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第31条の11の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 検査を実施する組織及び検査員その他人員に関する事項

（検査を実施する組織等）

第2条 農研機構における検査業務は、種苗管理センターにおいて行う。

- 2 理事（種苗管理、事業開発担当）（以下「理事」という。）は、検査業務の実施に関する権限を種苗管理センター所長（以下「所長」という。）に委任する。
- 3 農研機構の組織図は別表1に示す。
- 4 種苗管理センター試験・検査部種苗検査課（以下「種苗検査課」という。）は、検査業務及び関係書類の管理を行う。

（種苗管理センターの独立性）

第3条 農研機構における種苗管理センターの業務（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第14条第2項及び第3項第1号に規定する業務をいう。）については、その公平性及び信頼性を確保するため、同法第10条第3項の規定に基づき理事長の指名を受けた代表権を有する理事の下で行っており、検査業務の独立性は担保されている。

（検査員その他人員について）

第4条 所長は、種苗管理センターに所属し、規則第31条の2に該当する者を検査員として任命する。

2 検査員は、次条第3項の検査申請の受付、第6条に規定する検査の実施及び第7条に規定する検査報告書の作成を行う。

第3章 検査業務の実施方法に関する事項

（検査の申請）

第5条 農研機構が登録検査機関として実施する検査は、法第10条の2に基づく検査の区分のうち、遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査（以下「精密検査」という。）とする。

2 精密検査を受けようとする者（以下「検査申請者」という。）は、種苗管理センターに検査申請書（別記様式第1号）及び別表2の検査方法の種類欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の提供試料の数量欄に掲げる数量の試料を提出するものとする。

3 検査員は、前項の規定による検査申請書及び試料の提出があった場合は受付を行い、当該検査申請書の申請番号欄にXX（西暦の下2桁）－XXXX（4桁の任意番号）を付すものとする。

4 第2項の検査申請書の提出については、同項の規定にかかわらず、種苗管理センターが定める電子情報処理組織（農研機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と検査申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

5 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた提出は、農研機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に農研機構に到達したものとみなす。

（検査の方法）

第6条 農研機構が実施する検査は、法、規則、輸出植物検疫規程（昭和25年8月4日農林省告示第231号）、輸出検査実施要領（令和5年2月20日付け4消安第5904号消費・安全局長通知）、関係通知等に基づき実施する。

2 農研機構は、種苗管理センターが定める検査作業方法書及びその文献情報、根拠データ等について、農林水産省から情報提供を求められたときは、これに応じる。

（検査報告書）

第7条 種苗管理センターは、検査終了後、速やかに検査報告書（別記様式第2号）を検

査申請者に交付するものとする。

第4章 検査業務に用いる機械器具その他の設備等に関する事項

(機械器具その他設備及び検査場所の点検)

第8条 種苗管理センターは、検査に使用する機械器具その他の設備の定期的な保守点検を実施するものとする。

2 前項の保守点検を実施した場合には、当該保守点検の記録を作成し、これを4年間保存するものとする。

3 保守点検の記録について、農林水産省から情報提供を求められたときは、これに応じることとする。

第5章 検査を行う時間及び休日に関する事項

(始業及び終業時刻)

第9条 検査を行う時間は、8時30分から17時15分までとする(休憩時間は12時00分から13時00分まで)。

(休日)

第10条 休日は次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 12月29日から翌年1月3日まで
- 四 農研機構が指定する日

第6章 検査の申請を受けることができる点数の上限に関する事項

(検査点数の上限)

第11条 種苗管理センターが検査の申請を受けることができる点数の上限は下記のとおりとする。ただし、検査員が認める場合には、上限を超えた場合であっても、検査の申請を受けることができる。

検査の区分	申請受付点数の上限	備 考
精密検査	90点/月	左記点数は検査以外の病害検査も含む。

第7章 検査を行う場所に関する事項

(検査を行おうとする区域)

第12条 種苗管理センターが検査を行う場所は、下記のとおりとする。

事 務 所 名	区 域

第8章 検査に関する料金の算定方法及び収納の方法に関する事項

(検査に関する料金の算定方法)

第13条 検査に関する料金は、別表3の料金表のとおりとする。

(検査料の収納方法)

第14条 検査に関する料金は、農研機構本部管理本部藤本・大わし管理部長が発行する請求書により、納付期限までに納付するものとする。

- 2 収納した検査に関する料金は返還しない。ただし、農研機構の責めに帰すべき理由により検査を完了することができなかつた場合において、再度の検査を行わないときは、検査申請者に当該料金を返還するものとする。

第9章 検査の申請書その他検査に関する書類の保存に関する事項

(帳簿の作成)

第15条 種苗管理センターは、検査申請書、検査報告書の内容、検査を行った場所、検査を行った検査員の氏名について、法第10条の16に規定する帳簿（以下「帳簿」という。）に記載するものとする。

- 2 検査申請書の写し、検査報告書の写し及び帳簿については、当該検査が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して4年間保存するものとする。

第10章 財務諸表等の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

(財務諸表の備付け及び閲覧等)

第16条 農研機構は、毎事業年後経過後3か月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、これを電子ファイルとして作成後、5年間農研機構において保存するものとする。

- 2 財務諸表等は、農研機構のウェブサイトで閲覧に供するものとする。
- 3 財務諸表等について、検査申請者等の検査関係者から用紙への出力による交付請求があった場合には、用紙1枚につき11円（両面印刷の場合は、22円）（いずれも消費税相当額を含む。）の手数料を徴収するものとする。

第11章 検査業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備えに関する事項

(苦情、異議申立て及び紛争の処理)

第17条 農研機構は、検査業務に係る異議申立て又は紛争について、原因及び事実関係を確認の上、適切に処理するものとする。

- 2 農研機構は、苦情、異議申立て又は紛争の経緯及びこれらに対し実施した是正処置又は予防措置について記録するものとする。
- 3 農研機構は、賠償責任の債務が生じた場合には適切に対応するものとする。
- 4 前項の賠償責任の債務が生じた場合における賠償額は、農研機構の責めに帰すべき理

由により検査を完了することができなかつた場合において再度の検査を行うときに必要となる試料の代金に相当する額を上限とするものとする。

第12章 その他検査業務に関し必要な事項

(内部監査)

第18条 所長は、検査業務に係る内部監査を実施するため、種苗管理センターに所属する職員であつて検査業務に直接従事しない者のうちから、内部監査責任者及び監査職員として任命するものとする。

2 監査職員は、法及び関係法令並びに種苗管理センターが定める品質管理に関する要領その他マニュアルに基づく検査業務の実施状況、帳簿の記録等に関して監査を毎年度3月末までに実施するものとする。

3 監査職員は、監査実施後、監査結果を書面により作成し、内部監査責任者に報告するものとする。

4 内部監査責任者は、報告を受けた監査結果を確認し、是正等を要すると認めた事項については、被監査部門の長に対し、必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

5 被監査部門の長は、前項の指示を受けたときは、その実施の可否、改善計画、措置を講じた場合にあってはその内容等について、速やかに内部監査責任者に報告しなければならない。

6 内部監査責任者は、第3項の報告を受けてその内容を確認したとき、及び前項の報告を受けたときは、その都度所長に報告するものとする。

7 所長は、内部監査に係る記録を、内部監査が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して4年間保存するものとする。

(不適切な行為の防止等)

第19条 所長は、法及び関係法令に違反する等、登録検査機関として不適切な行為の予防に努めるものとする。

2 所長は、法及び関係法令に違反する行為を確認したときは、直ちにこれを是正するとともに、速やかに管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に報告するものとする。

(報告)

第20条 所長は、農林水産大臣から必要な報告を求められた場合には、法又は関係法令の定めるところにより、期限までに実施するものとする。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、別に所長が定めるものとする。

附 則

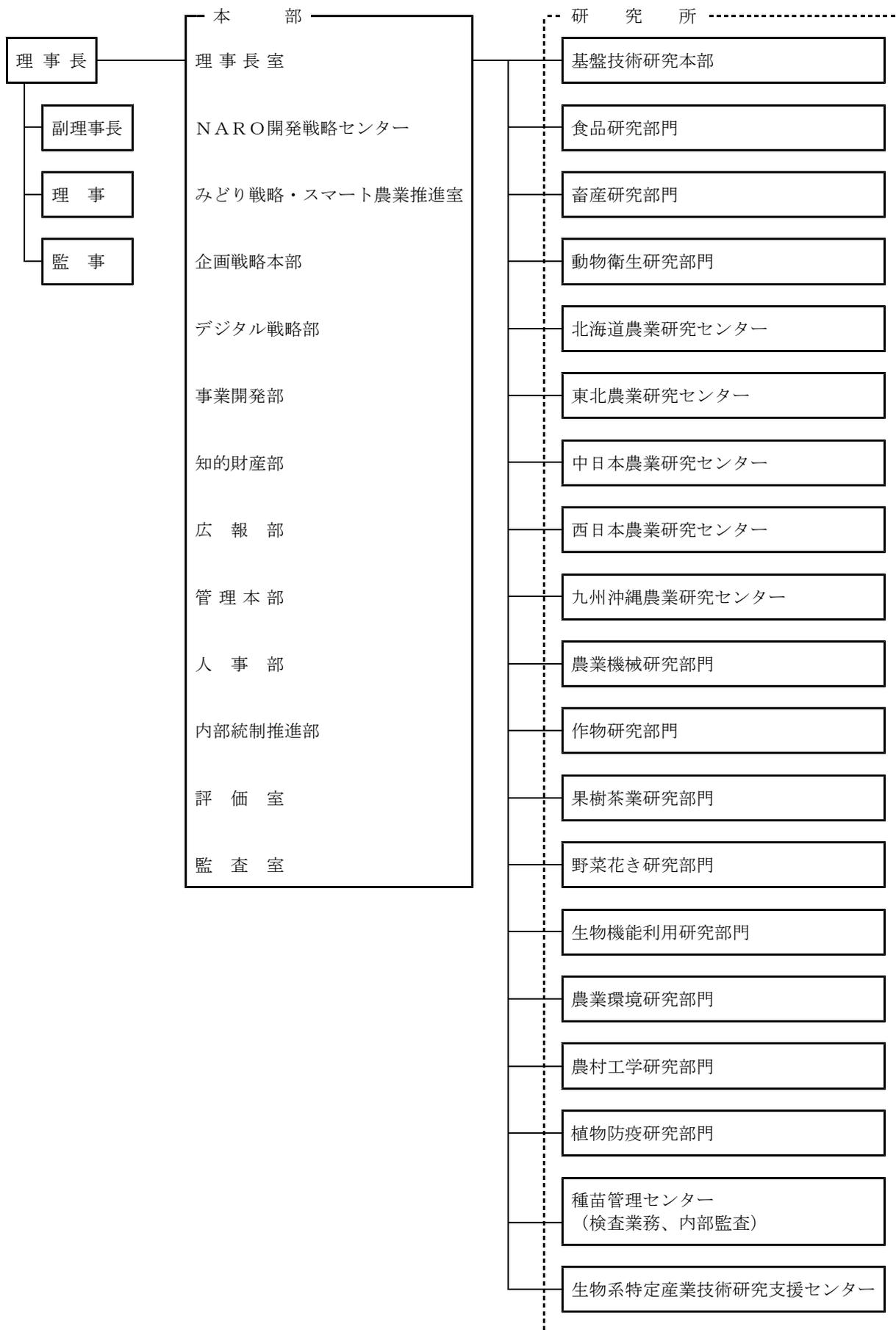
この規程は、令和5年7月3日から施行する。

附 則（令和5.9.15 05規程第182-1号）
この規程は、令和5年10月1日から施行する。

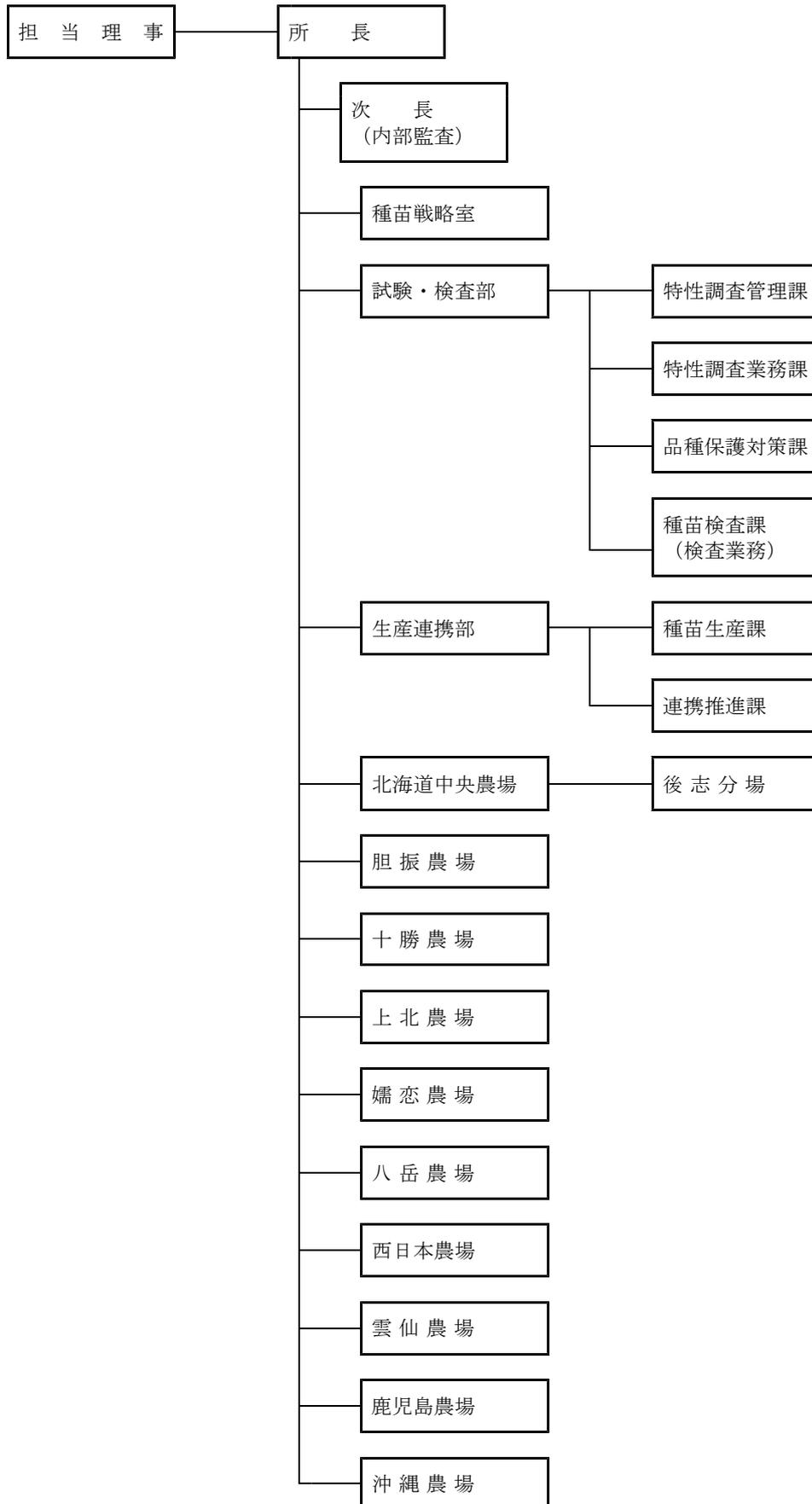
附 則（令和5.11.20 05-16規程第182-2号）
この規程は、令和6年1月1日から施行する。

別表1 組織図（第2条関係）

1 農研機構組織図



2 種苗管理センター組織図



別表2 検査申請書に添える試料の数量

検査方法の種類		提供試料の数量 (粒数)	
対象作物	病原体	荷口の大きさ	
		20,000粒以上	20,000粒未満
微生物学的検査		輸入国の要件 又は 2,000粒	輸入国の要件 又は 10% ^{*1)}
ニンジン	<i>Alternaria radicina</i>		
ニンジン	<i>Alternaria dauci</i>		
ニンジン	<i>Xanthomonas hortorum</i> pv. <i>carotae</i>		
ユウガオ	<i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>lagenariae</i>		
インゲンマメ	<i>Colletotrichum lindemuthianum</i>		
エンドウ	<i>Ascochyta pisi</i> 及び <i>Mycosphaerella pinodes</i>		
アブラナ属野菜	<i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i>		
アブラナ属野菜	<i>Leptosphaeria maculans</i>		
アブラナ属野菜	<i>Alternaria brassicicola</i>		
アブラナ属野菜	<i>Alternaria brassicae</i>		
アブラナ属野菜	<i>Alternaria japonica</i>		
アブラナ属野菜	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>maculicola</i>		
アブラナ属野菜	<i>Pseudomonas cannabina</i> pv. <i>alisalensis</i>		
ダイコン	<i>Leptosphaeria maculans</i>		
ダイコン	<i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i>		
ダイコン	<i>Alternaria brassicicola</i>		
ダイコン	<i>Alternaria brassicae</i>		
ダイコン	<i>Alternaria japonica</i>		
ダイコン	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>maculicola</i>		
ダイコン	<i>Pseudomonas cannabina</i> pv. <i>alisalensis</i>		
トマト	<i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>michiganensis</i>		
ウリ科野菜	<i>Acidovorax citrulli</i>		
カボチャ	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>syringae</i>		
血清学的診断		輸入国の要件 又は 2,000粒	輸入国の要件 又は 10% ^{*1)}
エンドウ	<i>Pea seed-borne mosaic virus</i>		
レタス	<i>Lettuce mosaic virus</i>		
ウリ科野菜	<i>Kyuri green mottle mosaic virus</i>		
ウリ科野菜	<i>Cucumber green mottle mosaic virus</i>		
ウリ科野菜	<i>Squash mosaic virus</i>		
ウリ科野菜	<i>Melon necrotic spot virus</i>		
遺伝子学的診断		輸入国の要件 又は 2,000粒	輸入国の要件 又は 10% ^{*1)}
アブラナ属野菜 ダイコン	<i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i>		
		荷口の大きさ	
		2,000粒以上	2,000粒未満
病原性検査		輸入国の要件 又は 400粒～ 1,000粒 ^{*2)}	輸入国の要件 又は 10% ^{*1)}
トマト	Tobamoviruses (<i>Tomato mosaic virus</i> , <i>Tobacco mosaic virus</i> , <i>Pepper mild mottle virus</i> , <i>Tomato brown rugose fruit virus</i>)		
トウガラシ	Tobamoviruses (<i>Tomato mosaic virus</i> , <i>Tobacco mosaic virus</i> , <i>Pepper mild mottle virus</i>)		

(備考)

- 1) 荷口が20,000粒又は2,000粒未満の場合は、荷口の10%に相当する粒数を提出すること。
- 2) 病原性検査について、荷口の大きさが2,000～100,000粒の場合は400粒、100,000～300,000粒の場合は450粒、300,000～1,500,000粒の場合は600粒、1,500,000粒以上の場合は1,000粒を提出すること。
- 3) 輸入国が要求する数量が別表2に規定されていない場合は、要相談とする。

別表3 輸出検査（病害検査に限る）に係る料金

（単位：円／検査項目）

検査項目	検査粒数別の料金 ^{*1}	
	提出試料の粒数	料金
①ニンジンの <i>Alternaria radicina</i>	2,000粒	28,100
	2,000粒未満	15,600
②ニンジンの <i>Alternaria dauci</i>	2,000粒	28,100
	2,000粒未満	15,600
①+②	2,000粒	29,300
	2,000粒未満	16,800
③ニンジンの <i>Xanthomonas hortorum</i> pv. <i>carotae</i>	10,000～2,000粒	32,700
	2,000粒未満	29,700
④ユウガオの <i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>lagenariae</i>	2,000粒	162,200
	2,000粒未満	82,200
⑤インゲンマメの <i>Colletotrichum lindemuthianum</i>	2,000粒	23,800
	2,000粒未満	13,600
⑥エンドウの <i>Ascochyta pisi</i> 及び <i>Mycosphaerella pinodes</i>	2,000粒	46,500
	2,000粒未満	24,800
⑦アブラナ属野菜の <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i> (洗浄液培養法)	30,000～2,000粒	28,800
	2,000粒未満	26,100
⑧アブラナ属野菜の <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i> (磨砕液培養法)	30,000～2,000粒	29,300
	2,000粒未満	26,600
⑨アブラナ属野菜の <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i> (Seed Wash-PCR 法)	10,000～2,000粒	14,900
	2,000粒未満	13,400
⑩アブラナ属野菜の <i>Leptosphaeria maculans</i>	2,000粒	27,100
	2,000粒未満	14,400
⑪アブラナ属野菜の <i>Alternaria brassicicola</i>	2,000粒	20,000
	2,000粒未満	11,800
⑫アブラナ属野菜の <i>Alternaria brassicae</i>	2,000粒	20,000
	2,000粒未満	11,800
⑬アブラナ属野菜の <i>Alternaria japonica</i>	2,000粒	20,000
	2,000粒未満	11,800
⑪+⑫、又は⑪+⑬、又は⑫+⑬	2,000粒	21,200
	2,000粒未満	13,000
⑪+⑫+⑬	2,000粒	22,400
	2,000粒未満	14,300
⑭アブラナ属野菜の <i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>maculicola</i> 及び <i>Pseudomonas cannabina</i> pv. <i>alisalensis</i>	30,000～2,000粒	35,600
	2,000粒未満	31,000
⑮ダイコンの <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i> (洗浄液培養法)	30,000～2,000粒	29,800
	2,000粒未満	25,700
⑯ダイコンの <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i> (Seed Wash-PCR 法)	10,000～2,000粒	15,300
	2,000粒未満	13,800
⑰ダイコンの <i>Leptosphaeria maculans</i>	2,000粒	27,100
	2,000粒未満	14,400
⑱ダイコンの <i>Alternaria brassicicola</i>	2,000粒	20,000
	2,000粒未満	11,800
⑲ダイコンの <i>Alternaria brassicae</i>	2,000粒	20,000
	2,000粒未満	11,800
⑳ダイコンの <i>Alternaria japonica</i>	2,000粒	20,000
	2,000粒未満	11,800

⑱+⑲、又は⑱+⑳、又は⑲+㉑	2,000粒	21,200
	2,000粒未満	13,000
⑱+⑲+㉑	2,000粒	22,400
	2,000粒未満	14,300
㉑ダイコンの <i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>maculicola</i> 及び <i>Pseudomonas cannabina</i> pv. <i>alisalensis</i>	30,000～2,000粒	34,500
	2,000粒未満	30,000
㉒トマトの <i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>michiganensis</i>	10,000～2,000粒	42,700
	2,000粒未満	37,400
㉓ウリ科野菜の <i>Acidovorax citrulli</i> (スイカ、メロン、キュウリ等)	10,000～2,000粒	33,300
	2,000粒未満	28,900
㉔ウリ科野菜の <i>Acidovorax citrulli</i> (カボチャ、ユウガオ、ニガウリ、トウガン等)	10,000～2,000粒	41,700
	2,000粒未満	36,500
㉕カボチャの <i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>syringae</i>	10,000～2,000粒	43,600
	2,000粒未満	38,200
㉖エンドウの <i>Pea seed-borne mosaic virus</i>	2,000粒	19,600
	2,000粒未満	13,500
㉗レタスの <i>Lettuce mosaic virus</i>	3,000～2,000粒	22,700
	2,000粒未満	13,700
㉘ウリ科野菜の <i>Kyuri green mottle mosaic virus</i>	9,400～2,001粒	33,800
	2,000粒	19,100
	2,000粒未満	13,200
㉙ウリ科野菜の <i>Cucumber green mottle mosaic virus</i>	9,400～2,001粒	33,800
	2,000粒	19,100
	2,000粒未満	13,200
㉚ウリ科野菜の <i>Squash mosaic virus</i>	9,400～2,001粒	33,800
	2,000粒	19,100
	2,000粒未満	13,200
㉛ウリ科野菜の <i>Melon necrotic spot virus</i>	9,400～2,001粒	48,200
	2,000粒	24,200
	2,000粒未満	16,500
㉜トマトの Tobamoviruses	1,000粒	10,000
	1,000粒未満	8,600
㉝トウガラシの Tobamoviruses	1,000粒	10,000
	1,000粒未満	8,600

(備考)

上記の料金は、消費税相当額を含む金額である。

登録検査機関検査業務に係る検査申請書

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
種苗管理センター所長 殿

〒
住 所
氏 名 (又は名称)
電話及びFAX

※報告書及び請求書の送付先が上記と異なる場合、別紙に明記してください。

登録検査機関検査業務規程第5条第2項の規定に基づき、次のとおり種子検査（検査区分：精密検査）を申請します。
なお、検査申請者による検査試料の無償提供及び送料負担について同意します。

- 1 申請日：
- 2 種類・名称：
- 3 ロット番号／品種名：
- 4 荷口の大きさ（粒数）：
- 5 検査数量（粒数）：
- 6 産 地：
- 7 輸入国：
- 8 種子処理 有・無（有の場合は、（1）～（3）を○で囲み、必要事項に記入すること。）
（1）薬剤処理（その有効成分名： ）
（2）ペレットシード （3）シードテープ加工
- 9 検査対象病害名とその検査方法を記載すること。
実施する検査区分：精密検査
（1）検査対象病害（ ）
（2）検査方法（ ）
- 10 一度に複数枚の申請書がある場合は、ページ数を記入すること。 _____（ページ数）／ _____（総ページ数）
- 11 検査報告書の提出を予定する全ての植物防疫所名を記載すること。
（ ）
- 12 植物検疫証明書の交付申請に当たり、次のどちらに該当するかを選択してください。
 検査したロットの在庫の一部の数量を申請し、在庫数量票を作成しました。
 在庫の全ての数量を申請します。

※種苗管理センター使用欄

申請番号

（記入に当たっての留意事項）

- 1 検査は申請書の記載の内容に従って行うことから、過不足なく記載すること。
- 2 輸入国が要求する精密検査の内容を確認し、必要に応じ、詳細が分かる資料を添付すること。
- 3 申請書は、申請者ごとに作成すること。
- 4 種類・名称欄には、検査対象植物等の植物名（和名又は学名）を記載すること。
- 5 数量には、受検する重量及び粒数を記載すること。
- 6 種子処理の有無、検査対象病害名とその検査方法は、輸入国の要求事項等から記載すること。
- 7 検査結果は、提供を受けた検査試料についての結果であり、その試料のロット全体を保証するものではありません。
- 8 農研機構は検査結果についてのみ責任を負い、検査結果の取扱い及び本結果によって生じる一切の問題について免責されるものとします。

○種管第××××××号
 受付番号××××××

(元号) 年 月 日

殿

国立研究開発法人
 農業・食品産業技術総合研究機構
 種苗管理センター所長

登録検査機関検査業務に係る検査報告書

Report for Testing Agricultural Seeds

CENTER FOR SEEDS AND SEEDLINGS, NARO

2-2, Fujimoto, Tsukuba-city, Ibaraki, 305-0852, Japan

(元号) 年 月 日付けをもって申請された種子試料の検査結果は、次の通りであるので通知します。

なお、この報告書の交付を受けた者若しくはこの報告書の譲渡を受けた者又はこれらの代理人であって現に適合植物等を所有又は管理している者は、適合植物等の保管、輸送、加工等の過程において、適合植物等に有害動植物や土等が付着しないよう、倉庫、加工場等における衛生管理、保管、こん包等の措置を行うものとし、この措置が適切に行われないうことにより、有害動植物や土等が付着するおそれがあると認める場合には、種苗管理センター所長はこの報告書の交付を取り消すものとします。

種類・名称 Species		申請番号 Test Number	
ロット番号／品種名 Lot No.／Cultivar		荷口の大きさ Lot size	
産地 Production Area		輸入国 Importing country	
申請予定の植物防疫所		申請予定の数量等 (在庫の一部／全部)	

結果
Result

検査区分：精密検査

検査対象病害の検査結果
Pathogen and Evaluation

検査数量（粒数）
Examined

検査方法
Method

(付記) Remarks

上記試料は、(元号) 年 月 日に受理したものである。